

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 6 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年12月まで

私の父親が昭和38年12月ころに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をA町B出張所で納付してくれたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和38年12月ころに国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料をA町B出張所で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の20歳到達者の資格取得日から38年10月ころであると推認できる上、父親は、国民年金制度発足当時から60歳到達時までの保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、父親が申立人の国民年金の加入手続を行いながら保険料を未納のままとしていたとは考え難い。

このため、申立期間のうち、市町村で現年度納付が可能な昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料については、申立人の父親が、A町B出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度保険料となり、市町村では納付できなかったと考えられる上、申立人は、申立人の父親がA町B出張所以外で申立人の保険料を納付していた記憶は無く、父親は既に亡くなっていることから保険料の納付状況等が不明であるとともに、父親が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに父親が当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年3月から同年7月まで

私は、20歳になったころにA町役場で国民年金の加入手続を行い、同町役場の中にあったB銀行C支店D特別出張所で、国民年金保険料をまとめて納付したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、20歳になったころに国民年金の加入手続を行い、A町役場の中にあったB銀行C支店D特別出張所で国民年金保険料をまとめて納付したと主張するとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第3号被保険者の処理年月日から、昭和62年3月から同年4月までの間に払い出されたものと推認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和34年12月1日、資格喪失日に係る記録を35年2月1日に、A社C工場における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間③及び④の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、申立期間⑤については、申立人のA社D支社における資格取得日に係る記録を昭和35年8月3日に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間③については、履行していないと認められ、申立期間④については、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月26日から同年12月15日まで  
② 昭和33年8月29日から同年12月15日まで  
③ 昭和34年12月1日から35年2月1日まで  
④ 昭和35年3月10日から同年4月1日まで  
⑤ 昭和35年8月3日から同年8月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、昭和32年10月26日から35年8月25日までの期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。

昭和32年と33年は見習社員であったが、その年の12月まで勤務していた。34年4月1日に正社員となった後は継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、雇用保険の加入記録（昭和34年3月1日取得～57年11月30日離職）並びに元従業員の証言及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年11月5日にA社E工場から同社B工場に異動し、35年2月1日に同社同工場からA社C工場に異動）、申立期間③及び④において、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間③及び④に係る標準報酬月額については、昭和34年11月及び35年2月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年12月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間⑤については、雇用保険の加入記録並びに申立人及び元従業員の証言等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和35年8月3日にA社C工場から同社D支社に異動）していたものと認められる。なお、社会保険庁の記録により、申立人に係る昭和35年8月の厚生年金保険料が、A社D支社で納付されていることが確認でき、当該月は、厚生年金保険の被保険者期間となっている。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、「昭和32年と33年は見習社員であったが、その年の12月まで勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社C工場で昭和32年に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は119人、33年は113人存在しているものの、このうち32年及び33年の申立期間における被保険者はそれぞれ2人だけであることが確認できるところ、このうち連絡の取れた者は、「冬期間は留守番のようなものだった。」（昭和32年冬季の被保険者）、「冬に残っていたのは電話番号のためである。申立人はいなかった。」（昭和33年冬季の被保険者）と証言している上、32年及び33年に資格を取得した者のうち当該4人以外の被保険者については、申立人と同様に、32年については10月末までに、33年については8月末までに資格を喪失している記録となっており、このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、労働者年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については110円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年10月1日まで  
② 昭和20年10月から22年3月まで

申立期間①について、A社に親戚の紹介で勤務した。昭和17年ころに現場責任者から、会社と本人の折半で保険を掛けるとの説明を受けた。年金に加入するかしないかは本人の自由であるとの説明を受け、加入することを選んだ記憶がある。

申立期間②について、B社では、以前の会社で経験した仕事でもあったので、正社員として採用され勤務した。

両事業所とも給与から保険料を控除されていたことを記憶しており、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人の健康保険被保険者資格の取得日は昭和16年9月1日であることが確認できることから、申立人は、当該事業所において同日から勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る被保険者記号番号払出票によれば、申立人の労働者年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日であることが確認できるところ、同払出票において同日に被保険者記号番号の払出しが確認できる同僚については、申立人の供述及び連絡の取れた元従業員の証言から、申立人と一緒に現場で作業していたものと推認され、当該同僚には同日から労働者年



金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、労働者年金保険被保険者の資格を昭和19年6月1日に取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和19年6月から同年9月まで標準報酬月額は、申立人の同年代の同僚の19年6月の社会保険事務所の記録から、110円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和19年6月1日より前の期間については、他の元従業員の資格取得日が同日以降となっている上、連絡の取れた元従業員からは、当該期間に係る保険料の控除があった旨の証言が得られておらず、このほか、申立人が当該期間に係る労働者年金保険料を給与から控除されていた事情はうかがえない。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間当時の従業員数について12人程度と述べているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における被保険者数は3人だけであることが確認できる上、申立人が上司及び同僚として記憶していた3人、並びに申立人と一緒に勤務した記憶があるとする同僚1人についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録が存在していないことから、申立期間当時、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和17年6月1日から19年5月31日までの期間における労働者年金保険料及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和17年6月1日から19年5月31日までの期間に係る労働者年金保険料、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成5年3月まで  
妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、3か月ごとにA市内の銀行で納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとにA市内の銀行で納付していたと主張しているが、A市では、申立期間中の昭和62年4月から国民年金保険料の納付方法を毎月納付へと変更していることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、社会保険庁の記録から、国民年金保険料の未納があった場合に発行される納付書が申立人夫婦宛に平成6年11月7日付けで発行されていることが確認でき、これは、その時点で時効にかからない申立期間の一部が未納であったことを示しているが、申立人の妻は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間は96か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を金融機関で継続的に納付していながら、納付記録がすべて欠落するとは考え難い上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成5年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を3か月ごとにA市内の銀行で納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとにA市内の銀行で納付していたと主張しているが、A市では、申立期間中の昭和62年4月から国民年金保険料の納付方法を毎月納付へと変更していることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、社会保険庁の記録から、国民年金保険料の未納があった場合に発行される納付書が申立人夫婦宛に平成6年11月7日付けで発行されていることが確認でき、これは、その時点で時効にかからない申立期間の一部が未納であったことを示しているが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間は96か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を金融機関で継続的に納付していながら、納付記録がすべて欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年3月までの期間、58年4月から61年3月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間、3年4月から4年3月までの期間、5年4月から同年10月までの期間、6年8月から7年11月までの期間、9年11月から10年5月までの期間及び10年8月から12年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年3月まで  
② 昭和58年4月から61年3月まで  
③ 平成元年4月から2年3月まで  
④ 平成3年4月から4年3月まで  
⑤ 平成5年4月から同年10月まで  
⑥ 平成6年8月から7年11月まで  
⑦ 平成9年11月から10年5月まで  
⑧ 平成10年8月から12年7月まで

昭和55年10月にA町からB市に引っ越してきて、56年5月に三女が生まれたが、生活が苦しかったので、B市の国民年金担当者が自宅に来た時に、国民年金保険料を納付できないことを説明すると、担当者から、「免除申請をしておきます。」と言われた。

その後も、子供が生まれたり、体調を崩したりして生活は楽にならなかったため、ずっと免除になっていると思っていた。

申立期間について免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立期間①から⑥までの期間は、申立人の夫も国民年金保険料の未納期間となっていることが確認できる。また、申立期間⑦は、当該期間のうち平成9年4月から同年12月までの夫の免除申請が9年5月1日に行われていることが確認できるが、その時点では、申立人は厚生年金保険

の加入期間であることから、申立人の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。さらに、申立期間⑧については、社会保険庁の記録から、12年2月21日及び13年8月23日に、申立人に対して国民年金に加入するよう適用勧奨状が発行されていることが確認できることから、申立人は当該期間について国民年金に未加入であったと考えられる。

加えて、申請免除は、毎年度、申請して承認を受ける必要があるが、申立人は、「免除は毎年申請することが必要だったのか。」と述べており、免除申請を行わなかった時もあったと推認される。申立期間は合わせて129か月と長期間であり、そのすべての記録が欠落したとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から40年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社での勤務期間のうち昭和38年9月1日から40年3月1日までの加入記録が無い旨の回答を得た。

しかし、入社から退職まで労働条件が変わったこともなく、上司には入社時から記録があると聞いているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録（昭和38年10月21日取得～44年7月20日離職）及び元従業員の証言から、申立人が雇用保険の加入期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険と（健保組合の）健康保険には速やかに加入させたものの、厚生年金保険への加入には、従業員が消極的だったことと、出入り（入社、退職）が激しかったことから、入社してすぐには加入させていなかった。加入時期は決まっておらず、後に各部署の責任者から連絡があった者について加入手続していた。」と供述しているところ、申立人の資格取得日（昭和40年3月1日）と同日付けで資格を取得した元従業員51人のうち、入社時期に係る情報を得ることができた6人については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、平均で入社から約13か月の未加入期間があることが確認でき、最長で入社から約25か月後に厚生年金保険に加入した記録となっていることを踏まえると、当該事業所では、当時、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、当該社会保険事務担当者は、「（各部署の責任者から）連絡が来てから（厚生年金保険料を）控除することとなっていたので、（厚生年金保険の加入手続前に）保険料を引くことは無かった。」と供述しており、連絡の取れた元従業員からも、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料等は得られなかった。

さらに、A社では、当時の賃金台帳は既に処分しているため当時の状況については不明と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案254

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年4月29日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間のA社における標準報酬月額が遡及して32万円と訂正されているが、当時、同社での月給は130万円だった。  
平成12年4月に事業を辞めた際、滞納した社会保険料の整理について、社会保険事務所の指導により、従業員に迷惑をかけずに済むように事業主である自分の標準報酬月額を引き下げることとし、その手続、届出についても自分で行ったが、そもそも社会保険事務所の行った当該減額処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成12年4月29日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年5月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（59万円）が、10年12月までさかのぼって32万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該訂正により減額された保険料額は、申立事業所が適用事業所ではなくなる直前の時期において納付すべき社会保険料額の約1か月分に相当すると考えられるところ、申立人は、「社会保険事務所からの指導により、滞納保険料を相殺するため、（標準報酬月額の変更の）届出をした。遡及訂正に係る手続、届出については自分で行った。」と述べていることから、申立人は、同社の事業主として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額



の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案255

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、昭和54年10月から55年4月までA社で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

当該事業所では、1日に5時間、1か月に20日間勤務していた。当時、一緒に同じ仕事をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分には厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社からの申立人の勤務期間に係る回答及び同僚の証言から、申立人が昭和54年11月1日から55年3月12日まで同社（B支社C支部）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立人の在職期間について、「委嘱年月日（初めて会社に来た日）は、昭和54年11月1日、登録年月日（試験後、本採用となった日）は、同年11月19日、退社年月日は、55年3月12日」と回答しており、また、「当時、登録後4か月間は社会保険非適用（とする取扱い）となっていたため、申立人については厚生年金保険に加入せずに退社しております。」と証言している上、連絡の取れた厚生年金保険の加入記録のある元従業員も「入社後4か月程度の研修期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所では、入社当初から従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所の保管する申立人の夫に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 47 年 12 月 5 日から申立期間を通して被扶養者としての記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。